

第4回 新潟県最低賃金専門部会

日 時：令和5年8月7日(月)午前9時30分～

会 場：新潟美合同庁舎2号館 4階共用会議室

(事務局)

ただいまから令和5年度第4回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会は公開となっており、本日、5名の傍聴者の方がおられます。

それでは、議事進行は部会長にお願いしたいと思います。

(部会長)

本日もよろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。議題(1)「新潟県最低賃金の改正について」です。最初に、事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局)

おはようございます。私のほうから、各局の審議状況についてご報告いたします。先週は福島と愛知を申し上げましたけれども、加えて神奈川が41円、目安どおりということ。山梨が40円、目安どおり、静岡が40円、目安どおり、滋賀が40円、目安どおり、最後に広島が40円、目安どおり。神奈川以外の山梨、静岡、滋賀、広島についてはBランクということでございます。

ご報告しました状況については専門部会における結審状況ということで、取扱についてはご留意いただきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問はございませんか。

それでは、審議に入ります。この場でご主張したいことが労使双方何かございますか。

ないようですので、二者協議に入ります。まず労働者側委員からお願いします。

公労協議の前に労働者側委員で打合せをする時間は必要ですか。

(桑原委員)

すぐでいいです。

(部会長)

承知しました。それでは、公労協議から始めたいと思います。事務局から何かございませんか。

(事務局)

それでは、この後、二者協議の場面となりますので、非公開となります。傍聴者の方はこ

の場でお待ち願います。委員の皆様方の控室をご案内いたします。公益委員は3階第3小会議室、労働者側委員は3階審査室、使用者側委員は3階労働基準部長室が控室となりますので、適宜ご利用ください。

公労協議から行うということですので、公益委員と労働者側委員の方については3階第3小会議室へのご移動をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

(個別折衝)

(部会長)

それでは、全体会議を再開いたします。

第3回まで審議を重ねてまいりまして、労使双方ともお互いの主張を言い尽くしたと思います。残念ながら、金額の一致は見られませんでしたので、ここで公益委員見解を出させていただき、採決に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(労使委員とも)

結構です。

(部会長)

事務局、見解をよろしく願いします。

お手元に渡りましたでしょうか。内容をご一読ください。

ご質問、ご意見はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、労使双方から了解していただきましたので、公益委員見解を示させていただきます。

本部会としましては、労使の主張を踏まえまして、全会一致に努力してきたところではございますが、遺憾ながら、最終的に意見の一致を見ませんでした。そのため、部会長として、公益委員見解を本部会に提示いたします。

ただいまの公益委員見解で示された結論、すなわち、今年度の改定額につきましては41円引き上げまして931円とすること並びに政府への要望にかかる付帯決議を含めた専門部会報告書について、この後、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局)

ただいまから、報告書案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

(部会長)

お手元に報告書案、その中に別紙1、別紙2、政府への要望になります。別紙3、生活保護との比較になります。揃っているかどうかご確認ください。

今回の採決は2回に分けて行います。1回目は、改定額931円を内容とする別紙1と生活保護との比較の別紙3と一緒に採決を行います。2回目は、政府の要望に係る付帯決議、別紙2でございますが、こちらに関しての採決を行います。この2回に分ける採決でよろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。まず、1回目、別紙1と別紙3についての採決を行います。別紙と別紙3について賛成の方、挙手をお願いいたします。

事務局、確認をお願いいたします。

(事務局)

5名です。

(部会長)

ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

3名であります。

(部会長)

ありがとうございます。

賛成5名、反対3名でしたので、最低額931円を内容にする別紙1と、生活保護との比較の別紙3については、最低賃金審議会令第6条第6項が準用する最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成と認められますので、41円引き上げ931円に改正すべきであるとして、本審に報告するという事に決定いたします。

続いて、2回目の採決を行います。2回目は別紙2です。政府への要望に係る付帯決議の別紙2に賛成の方は挙手をお願いいたします。

事務局、確認をお願いいたします。

(事務局)

8名です。

(部会長)

ありがとうございました。

政府への要望に係る付帯決議の別紙2については全会一致と認められます。よって、専門部会報告書について、本審に報告することに決定いたします。

集中してのご審議、ご協力に御礼申し上げます。それでは事務局へ議事をお返しします。

(事務局)

ありがとうございます。事務局から今後の日程についてご説明いたします。

このたび、改定額が決定いたしましたので、本日、午後2時から第3回本審をこの会場で開催いたします。

以上をもちまして、本日の専門部会を終了させていただきます。

大変ご苦労さまでした。